

設ができない。平塚市長は駅前の改修事業をやっているかと思ふと外の仕事に移り計画に一貫性がない。この現状をみて、合併後は大野町の希望する施設がいつできるかわからないというのを肝に銘じている。従つて合併しない訳ではないが、先づ施設を整備してから後のことである。

○大野町委員 C

私は農民である。第一に適正規模より五割も人口が超過し自己財源もあるのになぜ合併しなければならないか。過去においては大野町は農村としてようやく喰いつなぐ力しかなかった。地方税制度改正により、やつと一本立てできるようになつて一、二年で、財政能力も低く仕事もしてくれない平塚市になぜ合併し再び苦勞しなければならないか。平塚市は消費人口のみ増加しすでに工場敷地もなくこれを求めるとすれば大野町であるが、食糧の自給もできない国がなぜ農地を潰してまで工場を作らねばならないか。戦時中勝つためにと農地を工場に提供した。その結果はどうであるか。今また国家百年の大計の美名のもとに合併をしなければならぬのは何故か。

又、合併の約束は必ず履行すると誰が保証するか。

平塚市は選挙対策程度の仕事しかしてくれぬことは分つている。大野町も合併をしない訳ではないが、五年、十年後に整備がきたら無条件でも合併する。

(拍手)

○矢柴委員

私は会長不在の間会長代理を勤めてきた。しかし今日は一委員として発言する。町村合併について根本的な思想は、嫌というものを強引に押しつけることはできるものではないということであり、審議会としてもかくあるべしと意志表示をすることは義務であるがこれを強制することはなくこの意見を参考として合併されることが結構といつた意である。以下の私の申し上げることもそういう意味で御了承願いたい。

第一に適正規模で、しかも財政が確立しているものが何故合併しなければならぬかということであるが、適正規模の考え方はこれでよいというのではなく、これ以下では町村として成り立たないという考え方であつて、現在は次第に大町村主義となつてきた。明治初年来、交通なり社会なりが非常に高度化されるに従い住民の福祉を全うするには町村自体が大きくなり高度のものとならなければならないのであるが、町村合

併などはさういつまでもやるものでない。大野町が合併しなければ町自身として種々建設も進むであろう。しかし町村合併は一町村のみの問題ではないということである。仮りに隣りに人口四、五百の村があつたらどうか、小異を捨てて日本全体の町村が完全自治体として成り立つようにしようという考えなくしては合併は成り立たない。損得を問題にすれば必ず何処かに損得はある。それよりも合併後の全体的な姿、無形の利益も考えなければならぬ。

農地が工場誘致のために潰されるということについては農村の維持には留意しなければならないが、日本の立地条件からしてある程度開拓に求めながらも既存の農地は工場に置きかえられる運命にあるのではなからうか。

平塚市の財政は赤字であるということについてはあまり神経を使わないで頂きたい。現在の財政状態を百年後のデータとすること自体が無理であつて、大野町自身も先程のお話の如く税制改革により僅か数年の間に財政状態に変遷があつたことがこれを証明する明らかな事実である。平塚市は昭和二十八年度に二千二百万円の赤字をだしているが、これは純然たる経常的経費から生じたものか、投資的経費から生じたもの

のか分析すると、即ち同市は投資的経費に全額の四四%約一億七千万円を費し、大野町は三八―三九%を費している。かような意味から申すと赤字は本当の赤字ではなく、緊縮可能な財政状態といえるのであつてそう問題にする必要はないと思う。又収入面から見れば税収以外の競輪、競馬が一億円で税収とほぼ同額の収入をあげ、県内では川崎を除き一番の富裕団体であると考えている。

次に合併の際における条件の確保については法律には規定されていないが、無理な条件でない限り道義的な保証で充分ではないか。私自身過去何回かの町村行政の経験から必ず履行されると信じている。さうでなかつた場合には住民が黙つていない。又第三者がこの怒りを認めれば市町村の行政は成立つものではない。

○佐々木会長

只今矢柴委員から専門的な立場で発言があつたが、これに対して御質問、御意見があつたら発言願いたい。

○大野町委員(婦人) D

初め私は平塚市合併の意見であつた。が、研究してみると子供を教育する上にもこの儘大野町として残る方が施設も整備

されてよいのではないかと思うようになった。しかし矢柴委員の御話を聴いていると、このまま行けば県から見えない圧迫の手があるのではなからうかという懸念を持たれる。

○矢柴委員

教育の問題は充分であるということであるが、平塚市には市立、県立の高等学校があり、県立でも備品やら何やらで市の援助を受けている。図書館等も小さな単位で作るよりも大きな単位で作る方が立派なものができるのであつて、これが合併による無形の利益の一つである。圧迫という点については教育面、財政面からいっても自治体がやる筈がなく、又やり得るものでない。

○大野町委員(婦人) D

教育の面だけでなく他の面においても圧迫されるのではないかとこつてゐるのである。

○重田委員

私も先程から矢柴委員の話を聴いていて何か圧迫感を感じる。その点についてはつきりと答えてやつて頂きたい。

(拍手)

○矢柴委員

そのような点は心配無用に願いたい。

○金子委員

九月二十八日関東甲信ブロック審議会委員が集つた際委員間においても同様な疑問があり当局に質問した処、自治庁の回答としては、起債には一定の枠があり、合併によつて行う事業に優先的に確保したいということであつた。従つて合併しない町村は必然的に減少するのではないかということは考えられる。

○大野町委員 E

矢柴委員は非常に大きな構想で話されたが、われわれは農民であり観点が小さいかも知れないが、現在の段階では都市が農村に伸びてきたとき徐々に合併してもよいのではないか。

(拍手)

○矢柴委員

領土の奪い合いというようなことが全国的にはないでもないが、これには賛成しかねる。しかし、横浜、川崎を見ても合併して取り残された農村はあるが、逆に非常に発展している農村もある。このような観点から平塚、大野を見た場合、私には充分発展すべき場所であると思う。

○加藤委員

農村行政は農民が一番よく知つている。大野町が平塚市に合併する前に周辺農村との合併を考えるのも一法であるが、周辺町村は既に平塚合併を決議しており、今日に至つてこの線に戻すのは困難である。

従つて次善を選んで大野町も周囲の決議した町村とともに平塚市と大同団結すべきであるというのがわれわれの意見なのである。

○大野町委員 F

条件の確保に対する法的規定はないと矢柴委員はいわれたが、法が保証しないとき他に適切有効な方法があるか。

次に条件には必ず予算の裏付けがなければならぬ。合併後特別の取扱いが本町にできるかどうか。歳入の欠陥を理由として延期や不履行があると思う。

要は焦らず時期を待つことが必要と思う。

○矢柴委員

条件については平塚市に相談して見なければ分らない。保証については道義的な面だけしかないが、この方法には色々あると思う。大野町自治研究会が当分の間残つて監視するのも

よいだろう。天下注視の間にあつて一方的に条件を破棄するというようなことは絶対不可能なことである。

次に合併して一市になつた以上差別的な行政を行うのは望ましいことではない。

ただ極く暫定期間大野町が現状の儘であつたら為し得るであろう事業を差別行政ということできなしにやらせてもよろしいだろう。

ゆつくり合併をやるということについては合併はいつでもできるというものではない。促進法には若干の期日があるというものの来春地方選挙後になつては対等に近い合併は不可能なのである。

○大野町総務課長

構想も計画もない合併は考えられないと矢柴委員はいわれたが、平塚市は果して構想、計画があるのか。

○八木委員

平塚市の計画は審議会として異論もあつた。しかし五箇村より城島、土沢を除き、更に大野町が了承したならば合併は適当であるとの結論に達したのである。

次に財政の問題については税金は納税者の地域に還元するこ

とが当然のことであり、理想であるとも考えられるが、近代国家においては却つて弊害があるのである。大野町よりも大乘の見地からこの点を見ていただきたい。

○今井委員

審議会の知事の諮問に対する答申には委員全員の一致が必要であるので、個々の意見相違を大乘の見地より調整しこの決定を見たのである。

合併ということは全町がこぞつての意見からこれを行うのが望ましく、われ／＼が押付けているようなことは絶対にない。

今後とも全町挙げて御研究願いたい。

○高島委員

今まで大野町で研究された結論には、経済的な面よりも或は感情的な面が合併を阻んでいるのではないかと考えられる。合併決議して半年有余隣接町村は困っている。平塚の今までとつてきた態度は誠にけしからぬ。

(拍手)

城島、相川辺りまで手を伸ばすなど不愉快千万である。

(拍手)

皆さんが感情的に不愉快なのは同様に私も身をもつて経験し

て来たところであつてよく理解できる。しかし合併には時期がある。皆さんも感情、利害を超えて大同団結してもらいたい。

○大野町委員 G

適正規模の町村を決定するには大野町あたりがモデルになつたのではないかと思う。この適正規模町村を今直ちに合併させる必要はないと思う。

○大野町委員 H

周辺五ヶ町村が平塚合併を県に申請しているのに、大野町を加えぬ合併は考えられぬというだけの理由でなぜ保留しているのか。

○矢柴委員

大野町を越えて他の町村を合併させるのは考えられない。しからば合併審議会として大野町に合併せよということではない。鵜飼試案にも初めから大野町を含めた合併が考えられているにもかかわらず、「大野町は合併すべし」と申さなかつたのは大野町に圧迫感を与えないように配慮したからである。この点を御了承の上、大野町自身がどうか大乘の見地に立つて考えてもらいたい。

○大野町委員 I

私は当初から合併賛成である。しかし県や審議会からいわれ
る必要はなく、自主的に町民が進んで合併したいという気持
になることが必要である。

しかし、もし大野町が「合併せず」の結論をだした場合、県
審議会はいかなる手段を講ぜられるか。

○矢柴委員

平塚市と自主的に話し合いされ合併されることを期待してい
る。「合併せず」の結論がでたときのことについては一度も
問題になつたことはないし全く考えていない。但し国ではあ
る程度の強制的なものを加えるという考え方はあると見受け
られる。

○佐々木会長

各位から熱心な意見を拝聴し感謝する次第である。各位も審
議会が大野町に対して非常な理解と同情を持つていることを
了承して下さつたと信ずる。

平塚、大野が今後充分膝を交え合併に関する意見を交換して
もらいたい。国家百年の大計を樹てるには感情的にならず理
性の上に立つて、正すべきは正し、堂々と主張を展開されて

充分御研究の上両者会談を徹底的に進めて頂きたい。審議会
としては毛頭合併を強制する気持はいだいていないというこ
とを繰返し申上げて置く。

○大野町長 (礼辭)

委員各位には悪天候の中を長時間にわたり、われ／＼の發言
を御聴取願つたことに厚く御礼申上げる。われ／＼は決して
感情に走らず、今后充分研究するものであることを申上げて
御礼の言葉に代えたい。

閉 会 午後零時五十分

(神奈川県津久井地方事務所「行政合併関係綴」(昭和三十年)神奈川県庁蔵)

三〇 神奈川県町村合併計画案

(表紙)

神奈川県町村合併計画案

神奈川県町村合併促進審議会

本県町村合併促進審議会町村合併計画答申案について

本県町村合併計画については、さきに、県専門委員鶴飼教授がその
試案を公にせられ、その方向が示されると共に、研究の口火が与え
られ、本県町村合併促進の気運を醸成する一契機となつたものと信

ぜられるが、本審議会としては、この鵜飼試案の反響を検討し、さらに現実の町村の実態及び住民の動向をでき得る限りの確に把握するため、県下七郡に赴いて、各町村と意見を交換し、且現地の実情を調査してきたのである。

本年五月一日、知事より本審議会に対し、町村合併に関する計画の策定について諮問があり、本審議会はさらに慎重な調査審議を重ね、ここに本計画案を答申する次第である。

計画の策定に当つては、鵜飼試案を尊重し、さらに本審議会の定められた合併基本方針に基き且町村の実態と動向を参照したのである。

そもそも町村合併は、客観的にみて当然合併すべき自然的又は社会的必然性をそなえている町村間において行われることもあるが、又地方において、町村の中には甲、乙、丙等いずれの町村と合併しても適正規模が得られ、自治体の基礎を強化し得るものがあるのであつて、抽象的に一括して一律に論ずることは不可能なものと云わねばならない。

ここに、住民の正しい判断に基く動向が町村合併の重要な要素となるのである。

しかし乍ら県下全般にわたり、農山漁村として、市街的町村として、都市として、又はその複合体として、その相互の特色をもちつ

つてき得る限り均衡のとれた適正規模の市町村が新設されることが望ましく、目前の利害得失にとらわれて或は消極的に過ぎ、或は住民の名において団体的個人主義に走り、ために合併の真義が失われ弱小町村のみが残つて自治行政の将来に禍根を残すようなことは厳に避けられねばならないのである。

要するに、町村合併計画の作成に当つては、新設市町村の間に自ら均衡のとれるような全体的、総合的な配慮と、住民の合理的な判断との調和するところにその基準が求められると信するのである。

このような立場において本審議会は、この答申案を作成したものである。

附記

なお、町村合併と同時に考慮せらるべき以下の問題点については次の如く処理したい。

一 隣接都県との境界に亘る町村の廃置分合又は境界変更については、原則として次の機会に答申する。

一 分村、飛地については、客観的に明白と認められるものについては本答申において記することとしたが、その他については町村合併の実践的段階における問題として、今後において処理せらるべきものと考へる。

第2章 地方行政改革

高座郡

答 申 案		参 考			
一 寒川町、小出村、御所見村、有馬村は、合併することが適當である。		市町村名	人口	面積	密度
		寒川町	二、二六	一三・五	八三三
		小出村	五、〇七九	一三・六	三六三
		御所見村	五、四七七	一・九	四六〇
		有馬村	五、三七四	一〇・九七	四九〇
計			二七、〇四六	四九・七三	五四三

中郡

答 申 案		参 考			
一 神田、豊田、金田の三村の平塚市合併については、大野町の動向について、いまま少しく明確なものを把握してから態度を決定するものとする。大野町の平塚合併なくしては以上三村の平塚市合併は考え難いところである。		市町村名	人口	面積	密度
		大磯町	一五、三三〇	六・三九	二、四八九
		国府町	六、三〇五	一〇・〇六	六二六
		二宮町	一三、六七九	九・〇	一、三三三
		大野町	一〇、八九四	一〇・三三	一、〇三三
		神田村	三、八四三	六・七九	五五
		相川村	三、〇九七	六・五	四七六
		成瀬村	三、六三三	八・四六	四二七
一	土沢、金目、大根の三村は合併することが適當である。				
一	大磯、国府、二宮の三町は合				

併することが適當である。更に、これに上郡中井村、下郡下中村、前羽村を加えた六町村の合併も一案として考えられる。

一 伊勢原町、成瀬村、相川村、大田村、城島村、岡崎村、大山町、高部屋村、比々多村は、合併することが適當である。

一 奏野盆地町村は、終局的には一体として統合せらるべきことが理想である。

現在の段階においては、奏野、南奏野、東奏野の三町村が合併し、西奏野、北奏野の二村については、これに上郡上奏野、寄の二村が加わって合併することが適當である。

大田村	三、一八九	六〇二	五〇
城島村	三、二二	三・七	五九
岡崎村	三、二九九	四・七	四九五
豊田村	三、二六	三・九	六六三
金田村	一、七六五	二・八	六三
旭村	三、六〇九	六・四	五九
土沢村	四、〇八三	一・五	三三五
金目村	三、九九	六・二	六四
伊勢原村	七、七三	四・六	一、七三
高部屋村	四、八六五	一四・〇	三四五
大山町	一、八九四	九・四	二〇
比々多村	四、六四	二・三	三九
大根村	五、一六七	九・六七	五四
奏野町	一六、二五六	六・八	二、六〇
東奏野村	六、二九七	二・九〇	二八
西奏野村	七、七九	一七・六三	四四三
南奏野村	八、〇四四	八・四八	九四九
北奏野村	三、九三	一・九・五〇	二〇一
寄村	二、一三〇	二・九・二七	七三
上奏野村	二、五三	三・六・八	一九九

足柄上郡

答 申 案	一 相和、曾我、金田の三村は合併すべきである。 一 三保、清水、山北、共和、北足柄の五町村は合併すべきである。			
	一 南足柄、福沢、岡本、酒田、吉田島の五町村は合併すべきである。			
参	市町村名	人口	面積	密度
考	相和村	三、六九	九・〇	二七五
	曾我村	三、七〇	五・二	七四
	金田村	二、八七九	三・九	七四四
	計	九、二七七	一八・九	四九
	三保村	二、三三三	一五・二	一四
	清水村	二、四〇八	三・三	七五
	山北町	一〇、八七九	五・八	六九
	共和村	七四五	一七・〇	四四
	北足柄村	二、六〇七	三・一	八四
	計	一八、八七一	二五・四	七五
	南足柄町	七、三三	三・三	二六六
	福沢村	三、三三	七・一	四三
	岡本村	四、八一	一七・三	二七六
	酒田村	二、七〇四	三・五	七三

平塚市 五、三二二 二・七〇 四、四七七

足柄下郡

答 申 案	一 前羽村は下中村との合併が適当である。 一 湯本、温泉、宮城野、仙石原、箱根の五町村は合併すべきである。			
	一 松田町は当然第二次合併において考慮せらるべきである。 一 中井村は足柄下郡下中村との合併が適当と考えられる。			
参	市町村名	人口	面積	密度
考	下中村	三、五四二	七・六	四六六
	前羽村	三、二七六	一・七	一、九八
	計	六、八一九	九・三	七三
	湯本町	四、一九七	一九・四	二六
	温泉村	二、八五五	五・四	五九
	宮城野村	三、四六三	二・八	二七〇
	仙石原村	一、九八	三・二	八五七
	箱根町	一、九九六	二七・七	七三
	計	一四、四九六	八八・五	一六三

吉田島村	一、一七	二・六	七五五
計	一〇、(一、一七)	五・八	三六〇
中井村	六、三六二	三〇・二	三六
下中村	三、五四二	七・六	四六六
計	九、〇三	二七・八	三五六
松田町	七、九二	一〇・〇	七九

第2章 地方行政改革

一 厚木、南毛利、玉川の三町村	答	愛甲郡	<p>一 湯河原、吉浜、福浦、真鶴、岩の五町村は合併すべきである。</p> <p>一 上府中、下曾我、酒匂、国府津、豊川の各町村は小田原市との合併が適当と考える。</p> <p>一 片浦村は小田原市又は西湘地区町村いずれと合併するも適当と考える。</p> <p>一 下曾我村の足柄上郡曾我村内の飛地は曾我村に属すべきである。</p> <p>一 国府津町西側に所在する前羽村の飛地は、これと接する国府津町、酒匂町とともに小田原市に属せしむることが適当である。</p>												
	案														
市町村名	湯河原町	吉浜村	福浦村	真鶴町	岩村	計	小田原市	上府中村	下曾我村	酒匂町	国府津町	豊川村	計	片浦村	前羽村
人口	一〇、〇五五	五、三七	一、六三〇	六、四六三	二、一九五	二五、六四八	七七、四七	二、五五	四、〇三	七、五九	七、五九	二、〇〇六	一〇、一八	三、四三	三、二七
面積	一八・九	三・三	〇・三	一・一	四・五	四・一	六・三	三・八	四・三	三・〇	三・八	三・八	八・五〇	一・六・九	一・七
密度	五三	二二六	五、三四〇	五七七	四六八	五四四	一、二九九	六七五	九三	二、五九	一、九四	五八	一、〇三	二〇五	一、九八

一 厚木、南毛利、玉川の三町村	答	愛甲郡	<p>一 依知、中津の二村と睦合村の下川入部落は合併すべきである。</p> <p>一 愛川町、高峰村は合併することが適当である。</p> <p>一 荻野村、小鮎村、下川入部落を除いた睦合村は合併することが適当である。</p> <p>一 煤ヶ谷、宮ヶ瀬の二村は、役場事務組合の構成村であり、当然合併すべきである。</p>													
	案															
市町村名	厚木町	南毛利村	玉川村	計	依知村	中津村	睦合村 (下川入)	愛川町	高峰村	計	荻野村	小鮎村	睦合村 (除下川入)	計	煤ヶ谷村	宮ヶ瀬村
人口	一〇、九九	五、四五	三、六一	一九、八九五	四、五三	四、四八	一九七	六、七五五	三、七四	一〇、三三九	五、二七	五、〇七	四、四〇	二、四五	二、三五	二、八
面積	三・〇三	一・〇・九	一七・三七	三・三二	一〇・七	九・〇四	三・〇四	一四・二七	一・〇・七	二五・〇〇	一七・三七	一三・七	二・二	四・三三	四・〇・五	三・五七
密度	三六九	五六	一八二	六五	四〇〇	四九	二六九	四七	三三	二九	三四	三六九	五八	三九	二九	四六

津久井郡

答申案		参考			
		市町村名	人口	面積	密度
一 津久井郡については、おおむね鶴岡試案と同様に考えられるが唯、津久井郡は一般に小規模町村が多いので、でき得る限り広域にして、適正規模町村を新設する必要を認めるのである。		川尻村	三三七	七・五	四四三
一 津久井の各町村、中野町、串川村、川尻村、湘南村、三沢村、鳥屋村、青野原村、青根村(人口二〇、四五七、面積一三七・六五、人口密度一四八)はあげて合併すべきである。しかし第一次的にはつぎのような合併も考えられる。		湘南村 (三沢村)	一、一八	一六・九	二六七
一 川尻村、湘南村は合併すべきである。		中野町	四、五五五	二四・四	一八四
一 三沢村の中沢部落は右二村の合併に加わるべきである。		三沢村 (除中沢)	一、〇二四	五・四	二二八
一 中野町は中沢部落を除く三沢村と合併することが適当である。		計	五、五三九	一三・五	四一〇
一 串川村、鳥屋村は合併すべきである。		串川村	五、二二四	三〇・一	二四六
		鳥屋村	一、八七〇	三九・五	四七
		計	六、九四四	五九・六	二二七
		青根村	一、三〇六	三五・九	三六
		青野原村	二、二二三	二一・〇	一〇三
		牧野村 (長又、大河原、伏馬田)			
		計	三、四二九	四六・九	七三
		与瀬町	二、九七四	三・五	八五〇

三浦郡

答申案		参考			
		市町村名	人口	面積	密度
一 南下浦町、三崎町、初声村は合併すべきである。		小原町	五五六	五・五	一〇二
		千木良村	一、五四	六・八	二三
		内郷村	二、八三	一三・二	二一七
		計	七、六七	三六・〇	二〇七
		吉野町	一、〇四	四・八	二二
		小淵村	一、〇一	三・六	三〇六
		沢井村	一、〇六	五・七	一九〇
		佐野川村	一、六三	一・七	一三九
		日連村	七三	五・〇	一四四
		名倉村	九九七	四・〇	三二七
		牧野村 (除長又、大河原、伏馬田)	三、〇五六 (全村)	二七・六	一一一
		計	九、六五	六二・八	一五三
		南下浦町	八、五〇	二・〇	七三
		三崎町	一、九三四	七・三	二、六四八

三三 神奈川県町村合併一覽表
 神奈川県町村合併一覽表

(成瀬村役場「町村合併関係書類」(昭和二十九年)伊勢原市役所蔵)

一 逗子市、葉山町は、合併することが適當である。

相模原市	吉野町	小田原市	平塚市	逗子市	箱根町	新市町
面積 三〇、八八八平方丈	面積 一四、三〇〇平方丈	面積 七〇、八四八平方丈	面積 一八、三二二平方丈	面積 一七、三二二平方丈	面積 三三、五〇〇平方丈	面積 一、六八八平方丈
人口 六、八八八人	人口 三、〇〇〇人	人口 八、四四八人	人口 五、〇〇〇人	人口 三、五〇〇人	人口 一、六八八人	人口 一、六八八人
高座郡相模原町	津久井郡吉野川村	足柄下郡豊川村	平塚市中郡旭村	逗子町	箱根町 元箱根村 芦之湯村	関係市町村
昭三〇・二・二〇	昭三〇・七・一五	昭三〇・七・一五	昭三〇・七・一五	昭三〇・四・一五	昭三〇・一・一	施行年月日
単独市制	新設合併	〃	編入合併	単独市制	新設合併	備考

計	葉山町	逗子市	計	初声村
五、三九三	一五、四八四	三三、〇八八	三、四三五	四、四二一
三、四〇四	一七、一	一七、三	二、九五	一〇、二
一、四九三	九、〇五	二、〇六六	一、〇九七	四、四五

厚木市	愛川町	相模湖町	秦野市	三浦市	小田原市	大磯町	伊勢原町
面積 五、五五平方丈	面積 三、三三平方丈	面積 三、〇〇平方丈	面積 六、六平方丈	面積 三、四四平方丈	面積 六、六平方丈	面積 二、四五平方丈	面積 五、五平方丈
人口 三、二五五人	人口 一、六三三人	人口 七、八七人	人口 三、〇〇九人	人口 三、四四八人	人口 一、〇四六人	人口 二、五五五人	人口 三、九七人
愛甲郡厚木村	愛甲郡高峯村	津久井郡小原村	中郡秦野町	三浦郡南浦町	小田原市足柄下郡酒匂町	中郡大磯町	中郡伊勢原町
昭三〇・二・一	昭三〇・一・一五	昭三〇・一・一	昭三〇・一・一	昭三〇・一・一	昭三〇・三・一	和九・三・一	昭三〇・三・一
〃	〃	〃	〃	新設合併	編入合併	〃	新設合併

渋谷村	城山町	津久井町	湯河原町	山北町	松田町	南足柄町	橘町	開成町	山北町
面積 八三・一平方 四・六〇人	面積 一八・九平方 四・六二八	面積 二・八平方 一・四七六	面積 四・三平方 一・六九三	面積 三・七平方 一・六〇五	面積 三・〇平方 一・〇四八	面積 六・五平方 一・七六八	面積 九・三平方 六・八〇八	面積 二・四平方 四・六二八	面積 三・四平方 一・六六八
高座郡渋谷町 下和田(本蓼川)	津久井郡川 湖南村 三沢村(中沢)	津久井郡三 次村(二井)	足柄下郡福 吉浜村 湯河原町	足柄上郡山 北町(平山)	足柄上郡松 寄田村	足柄上郡南 足柄町 福岡本村 北足柄町 (内山矢倉沢)	足柄上郡下 前中村 羽田村	足柄上郡酒 田村 吉田村	足柄上郡三 清水保村 山共北村
昭三・四・五	昭三・四・一	昭三・四・一	昭三・四・一	昭三・四・一	昭三・四・一	昭三・四・一	昭三・四・一	昭三・二・二	昭三・二・一
分立新設	"	"	新設合併	編入合併	"	"	"	"	新設合併

(神奈川県津久井地方事務所)行政合併関係(昭和三十年 神奈川県庁蔵)

西秦野町 (中郡)	藤野町	海老名町	厚木市	金目村	秦野市	茅ヶ崎市	藤沢市
面積 三・〇五平方 一・〇五八	面積 三・六平方 九・六〇八	面積 三・〇平方 一・五五八	面積 七・八平方 三・七〇八	面積 七・五平方 四・五五八	面積 七・七平方 三・七〇八	面積 三・五平方 五・二八八	面積 六・六平方 六・八〇八
足柄上郡西 秦野村	津久井郡吉 野村 日蓮野村 名倉村 佐野川村	高座郡海老 名町	厚木郡依 知村	中厚木郡 相川村	中秦野郡 大根村 (矢名、下大 根)	高座郡小 出村 (堤、下寺 尾、行谷、 芦沢)	高座郡小 出村(遠藤 御所見村 長谷町 (長後、高 倉))
昭三・七・六 (内閣総理 大臣処分)	昭三・七・〇	昭三・七・〇	昭三・七・八	昭三・四・五	昭三・四・五	昭三・四・五	昭三・四・五
"	"	新設合併	"	"	"	"	編入合併

三三 神奈川県町村合併促進審議会の町村合併

の結果報告

昭和三十一年九月三十日

神奈川県町村合併促進審議会

会長 佐々木秀雄

神奈川県知事 内山岩太郎殿

町村合併に関する報告について

神奈川県町村合併促進審議会の解散にあたり県下の町村合併について次のとおり報告いたします。

報告書

神奈川県町村合併促進審議会は、昭和二十八年十二月十日設置されて以来約三年の間、初期においては町村合併計画答申の調査審議のため各郡別に現地において審議会を開催し、中期においては、直接住民に接して町村合併の促進をはかるために必要に応じ随時現地開催を行い、終期においては、合併の完遂を目指して地区別に小委員会を設けて積極的に勧奨あつせんにより乗り出すなど本審議会に課せられた責務を果すためできる限りの努力をつづけてきた。

この結果町村合併促進法施行当時八市三十五町七十三村であつた本

県の市町村数は、同法の有効期限の満了する本年九月三十日現在で十三市二十四町三村となり、町村数の三分の一に減少するという当初の予定からみれば実に百十二・五%の進捗率を示すに至つたのであつて、町村合併促進の目的は、数字的には一応達成されたといふことができる。

しかしながら県下市町村の中には、たとえば高座郡綾瀬町のごとく合併の気運を内蔵しているものもあり、また藤沢市遠藤のごとく合併後必ずしも円満に進んでいないところも見受けられるのであるが、このような市町村についてはなお勧奨あつせんの必要が考えられるので、これらの問題については新市町村建設促進法により円満に処理されることが望ましいと考える。なお本県足柄下郡湯河原町と熱海市泉区との合併問題については、自治紛争調停委員の調停が成立したことに由り泉地区の帰属は内閣総理大臣が公正な機関にあり、地勢、産業、経済、交通、生活関係の諸事情を勘案の上決定することとされているので町村合併がほぼ終了した今日、一日も早くこの結論が出されることを強く期待するものである。

本審議会は、町村合併促進法の有効期限の満了とともに本年九月三十日をもつて自然解散となるのであるが、町村合併の理想の実現はまだその緒にたいだけである。県当局においては町村合併の仕上

げはこれからであるということをも十分認識せられ、新市町村の健全な発展のためあらゆる努力を惜しまぬよう強く期待してやまない。

(神奈川県総務部地方課「新市町村建設促進審議会関係綴」(昭和三十一年) 神奈川県庁蔵)

三三三 中郡成瀬村の町村合併の動き(一一八)

(一)

町村合併促進法説明会

昭和二十九年四月二十八日開催午後二時が二時四十分開会となる。

一 重田県審議会委員より県下の状況について大要次の通り話し有

全国より見た神奈川県での合併状況及各郡下の動向

県審議委員会の会合、活動状況について

一 小島地方事務所長

理事者側は研究会を開いているが積極的な線は出されていないな

ら。昨秋鵜飼試案が出たが、上からの強制的でなく住民の自発

的意志により決定するが限度があるので、第三者の立場から合

併へのキツカケをつくることになる。

北部の状況について昨年来伊勢原の町長、議長が北部九ヶ村へ

呼びかけを行った。

西部地方は秦野地区を中心とした合併の気運がある。

愛甲、津久井方面は鵜飼試案を支持している。

南部の大磯一万六千は独立を希望、二宮、国府は研究中、四月十四日に二宮、国府、大磯の三町の理事者と議会で研究をしてみようといふことになっている。

四月二十二日更に二回目の協議をした。五月一日に、町長、助役、議長(正副)外に議員三名計七名宛代表を出して協議することになっている。

平塚周辺について、大野町へ合併を申入れた(三月五日)。

豊田村は大野と一しよにならうといっている。神田は大勢が平塚との合併を希望している。金田は平塚合併を望んでいる(村民)が金田、金目、土沢で農村をつくらうじやないかと話し合ふようである。相川は厚木と隣接で厚木との合併も考えられるがまだ研究会は出来ていない。近く出来るらしい。

元来、伊勢原、大田、城島、岡崎は組合中学を組織して関係は深いはまだ合併について未知数で成瀬村も近く協議会が出来るらしい。大田は伊勢原と合併するかどうか今の処分らない。高部屋、大山、玉川等も研究会はまだ出来ていない。

比々多、大根は試案では合併するのが適当となつてはいるが、今の処二ヶ村合併の線は出ていない。

ついでに杉山係長より事務上から合併の是非について話しあり。

一 近年町村の事務量はばうちようしているもので、その団体での財

源確保は困難となつている。法律は国一律である為規模の小さ

い町村は行政能力を發揮出来難い現状である。

町村合併していつた場合の効果については

1 財政力の強大になることである。事務についても能率的であり効果的である。

2 弱小町村の場合は税金の大半は消費的経費（人件費）にくはれるが財政力が強大になれば、その町村自体において事業が出来るようになる。

中地方事務所管内、町村職員一人当平均四〇〇人、大きい町村になると四七〇人位となる。

大規模な町村ほど消費的経費より事業費がふえていく。

現在考へられている新町村の規模標準は面積三十平方料（約直径一里半）人口八〇〇〇以上となつている。

全国的にみて本県は人口密度が高い。

新しい町村の性格構想については立町の精神をもち込むこと。

それにより促進法に盛られた財政上の特例、公職の特例、選挙区についての特例等について説明する。

なお合併について国及県からの補助金が交付されること等について説明あり。

その後質疑応答があり主として財産（村有）はどうなるかについて応答あり。

原則として新しい町村へ引継がれることになつているが協議により財産区を設けることが出来るとの答あり。

(二)

促進委員会々議録

昭和二十九年五月二十六日午後九時公民館小会議室において開催

出席人員四十三名

一 石井村長より

町村合併について具体的に取上げて検討していく機関について附近町村も最近合併協議機関を作つている。その人員は六十名前後程度と思う。成瀬村としても議会と相談、おはかりしまして、村の総意を挙げてこの問題を研究していくためにこゝに公選による役員、各団体機関の役員による人々を委員として協議会（仮称）を作ることになり、先に文書で差上げた通り七十余名の方々を委員にお願いしてこの問題を検討していくことにしたいと思いますので、是非共

皆さん方に委員を御引受願つて各団体を通じ、各層へ滲とうして頂きたいと思いますので、お引受願いたい。なお皆様方でこの他に委員としてこの人と思はれる方がありましたら此の機会に申出て頂きたら。

一 白鳥委員 高井さんが民生委員となつていますが、之は当然教育担当教育長で入るのが至当と思われるが。

一 村 長 これはどの階層で委員になつていられるかといふ問題ですが、この名簿へ入れてないということでもなしに高井様に入つてもらつてある。これは各議員代表ということ、委員としての発言に変わりはないと思いますが、又此の委員会は法的でなく任意団体の意味でもんきかんで、教育委員としては高梨さんが代表で出ていられるので私としては差支ないと考へていますが。

一 白鳥委員 町村合併は教育機関があげて町村合併には参加していかなければいけないと思つています。

一 重田県議 どうも市が周囲の町村の領土拡張のみを凶つている傾向があるがこれは法のマトを外れている。
促進法は新しい町村を作ることにある。

県の審議委員は二十名だが、構成は学識経験者、県議員

代表——県農業団体代表——言論会代表(神奈川新聞社長)である。

平塚は五万以上の市であり——旭村との合併は難点がある。県審議会の勧告をまつて知事が意見をつけることになる。合併の動きがある場合は県から計画案を示すことになつた。

合併は農村建設を主眼として考へていくべきである。
農(村)業振興を主眼とした合併へ促進していきたい。
市への吸収合併は極力排除したい。

県も今秋までに七〇%か八〇%は合併への目鼻をつけたい。

一 村 長 この会の名称は仮に町村合併協議会としたが之について名称はこのままでよいでせうか、名称の決定を先にして頂きたい。

一 重田県議 町村合併促進委員会とするのがよいではないか。

一 村 長 只今重田さんが云はれた名称はどうでせうか。

一 高梨(麻)委員 促進するべきだからそれでよいと思う。
他に同意見あり。

一 村 長 それではこの会を町村合併促進委員会とすると告げ

る。

一 白鳥美津 委員 先程の委員の中へ見附島の重田サク様を一名入れて頂きたい。

このことから役場の村長助役も、のつていないといふことになり役場の三役は当然入つてもらわなければならない意見多い。

一 議 長 これは当然加へてもらわなければならない。その他にも落ちてゐる方があつたら入れた方がよい。

一 村 長 それでは四人を加へまして八〇人となるのでさよう御承知願いたい。

この会の性格は——諮問機関ということで御承知願ひ規約は任意団体だから作らずにいきたい。

一 重田委員 規約は必要ないだらう。

一 村 長 それではこの会の役員、会長か委員長かを決めて頂きたい。

一 重田委員 委員長とすべきであらう。委員長は村長さんにお願したらどうか。

全員賛成。

一 村 長 折角皆様の御指示でありますので、委員長を御引受いたします。よろしく御支援願ひたい。副委員長二人を

きめて頂きたい。

一 重田委員 副は村会議長にお願ひしたいと思う。

一 高井委員 私も賛成、今一人は石川健之助氏にお願ひしたい。

皆様如何でしょうか。

一 高梨恒光 委員 私は是非その二人にお願ひしたい。

全員 異議なし。

一 村 長 副委員長は内藤さん、石川さんにお願ひしたい。

一 能条委員 顧問において頂いたらどうか。私は県議の重田氏が最適任と考へるが。

之について、顧問までおく必要はないだらうから、正副委員長でやつてほしいとの発言あり皆了承する。

一 委員長 委員会はこの線で協議していくことになりましたが、なお八〇人の皆様に一々集つて頂くよりも小委員会のよ

うな機関を設け御相談していつたらと思ひますが此の点どうでせうか。

一 重田委員 小委員会は作つた方がよいだらう。

一 内藤副長 人員はどの位かよいでせうか。

あまり大勢でない方がよいとの声あり。全員小委員会を作ること

を諒承する。名称は小委員会とする。

一 高井、高梨 (恒) 委員長 小委員会の人選については正副委員長へ一任したかどうか。

賛成の声多し。

一 委員長 皆様の御意志により、それではこちらでよく協議して人選をして小委員会委員をきめたいと思ひますのでおまかせ願ひたい。

一 重田委員 私の私見ですが合併への決定は議会が定めることゝなるので、小委員の人選も議会中心できめていくのがよいでせう。他は広く各層を代表して出るようにして決めて頂きたい。

一 三野委員 町村長会や議長会等での試案は出ているか。

一 委員長 北部町村の動きについて今までの動向を話す。昨年末伊勢原町長、議長が北部十ヶ町村を訪問した。その後町村長と議会の長の合同会議を二回程開催したが、とり分けて動きはない。組合病院やかくり病舎等十ヶ町村は従来から慣例的に連けいをもつていたので十ヶ町村はそのまゝ合併問題を研究していくことがよいではないか。先々分れるまでも、それ迄は、とに角ブロックを一九として研究していくことがよいと云ふことで進んでいる現状

であります。昨日県地方課長の話しに、生活に必要な規模の適正化をはかつてほしい、弱小町村を取残さないようにしていきたいとの話しがあつたが、農村振興を図る合併を考へていきたい。人口八千ではこの県下としては小さすぎるのではないかと考へている。

北部十ヶ町村で人口三五、〇〇〇人、その内神田、相川が若し離れた場合で、北部八ヶ町村三万人位となる。

一 説明会を先に行つたが今後もやるかといふことについて大体良いだろうといふことになつた。

一 三野委員 部落民への承認を得ることについてはどのようにするか。

一 委員長 これについては御手数でも部落へ区長さんから総集会を開いて協議して頂きたいと思う。

委員会の名簿等を部落へ回覧にすることにより諒解を得たい。

一 委員長 以上よろしく今後共御協力を願いたい。今晚はこの辺で閉じたいと思います。

午後十時四十分終了する。

(三)

町村合併促進委員会会議録

昭和二十九年七月六日午後八時公民館小会議室において第二回促進委員会を開催する。

出席委員五十名となつたので委員長開会することの可否について会議にはかる所、異議なし、賛成の声多し。八時四十分石井委員長これより会議を開くと告げる。

先づ委員長から(村長)別項の通りの状況報告あり。

去る五月二十六日に合併促進委員会を結成して以来農繁期のためのびのびとなりましたが、その節八十名の委員から更に小委員会を作つて、けんとうしていつたらどうかということで御承認を得、その人選は正副委員長へ一任となりましたので、せんこうして、先に御通知いたしました如く二十五名の小委員をきめまして、去る七月二日に初顔合せをいたしました。

その際今後の運営方法等会議にはかつたのですが、小委員会の正副委員長についておはかりしました処、促進委員会の正副委員長でやつてほしいとの御要望でしたので御引受けいたしました。

一部平塚市への合併の動きもありましたが、大した全般の動きはな

かつたが、農繁期中紙上で見られましたように、色々話題に上るようになりました。

村といたしましたも麦の取入、田の代附等のため見送つて参りましたが、北部町村間全般の動きとしましては活発な動きはなかつたのであります。

特に最近になりました神田村、城島村、金田村、土沢村等が平塚市への合併を議決するようになったのであります。旭につきましてはそれ前に県会で合併議決をみたのであります。

その中で何としても大野町の動向がきまつておられないのに周りの町村が飛んで平塚への合併をすることは妥当でないと思うわけであり

ます。
他に南部方面の町村へ平塚市からの呼びかけがあつたが、大磯、二宮、国府は三ヶ町村地帯での合併も考へられている。秦野地区は色々いわれているが一带としての合併をしていくことに意見が中々まとまらず研究中である。

金目、旭、金田の各町村も旭、金田、がぬけたために大根、金目の線は出されていない。

一方北部町村では、かくり病舎、組合病院、女学校等今までも組合そしきで一体となつている関係から北部はまとまつて一つに相談し

ていかうといふことで参りましたが、その内神田は立地条件上平塚へ行くことは止むを得ないと思うが、城島については研究を一しよにしていくことで話し合つて来ました。

三日に県の合併審議会が知事に答申したのによると、神田を除く各町村は合併していくことが適當と思うといふことであります。

五月に集つて頂いた時から非常にこの問題は進んで来ています。

新聞紙上によれば大田、岡崎も平塚からの呼びかけがあり、本来の合併理想は第二義的となり、領土拡張のみに考へられる。

合併の趣旨と将来の見通しをもつて村の将来をきめていくことがよゝと思つている。

二日に顔合せした際、小委員会等において、各意見をのべてもらひその結果を全体会議へはかることがよゝと思うといふことで小委員会が協議いたしました。その骨子状況について申し上げます。

一 合併についての可否についてけんとうした

促進法の趣旨は何のために合併していくか、規模の合理化であります。明治二十二年町村制施行後六十五年を経過していますが当時の生活はその規模でよかつたかも知れません。今は生活、経済条件が變つて来ており、六十五年前の規模は考へなくてはならぬ段階に来ていると思つてます。

町村の行財政力の合理化をはかることは規模の合理化であり、国、県への依存よりも自主的財政力への強化を図ることであると考へます。その方法は租税負担力の強化、税制への改革も考へられますが、現在は望みうすではないか、とすれば残された方法は人口を増してその財源を求めることが一つの方法であらうと考へることが規模の合理化をはかることになる。人口を増すこと、すなはち、規模をふやすことであります。

標準人口八、〇〇〇人で本村はその半分であり、国の考へ方からいつて合併問題の対象となつていくわけでありませう。

行政権と生活はన్నిを一つにすることは不可でも接近させることは出来る。昔の村役場の事務は国から命令された事をするので足りたが、今は地方自治体が事業をやる主体性をもつて来た。中央集権から地方分権となつた。これにより各地方自治体の強化をはかることが必要でこれから考へると村として真げんに考へて頂く段階に来ていると思つて。

小委員会は合併するといふことを決定して話しを進めることにしたが、北部町村と比較して考へてみても何れの面もこの村としては附近町村にひけをとらないので自主的条件のもとに合体合併がよゝと思つて。

農村には農村の主体性があるので合併後も農村としての性格を強く打出していく方がよい。

大体一部は別にして北部町村はやはり立地条件から中心地伊勢原を主として農村としての大きな新町村を打出すことがよいと思うといふ事でこれを全体会議にはかり、各部落へ更にはかつて頂き、きめたから変更出来ないということでもなしに部落で色々検討して頂き、きたんのない御意見を各部落毎にもちよつて頂き、それにより修正する部面は直して村の態度をきめていく方がよいではないかと思ひますので、よろしく充分御けんとうをお願いいたします。

議 長 只今委員長より説明されました中で不明のてんを質問して頂きたい。

重田(朝) 質問がなければ先に話を進めていくことではどうか。

白 鳥 委員会を公的な性格をもつものとして考へていつてよいものかどうか。

委員長 委員会は公的として考へてお願したい。

白 鳥 この前私が尋ねた時はそうではないとお答えだつた。たんなる研究団体であるかのようにお聞きしたが、私は公的なもの考へなかつたが公的なものとするは当然、私が

前に申上げた教育長として委員にといふことも直して頂きたい。合併問題には教育機関は当然入るべきものです。民生委員として入つておられるがこれでは意味をなさない。委員長 各種団体の役員の中からお願してあるので民生委員を教育長にするといふ事だと思ひますが、教育委員の方には委員として入つてもらつてあるので、別に問題とは考へなかつた。

副委員長(内藤) 白鳥さんの御意見がその意志ならば、皆さんもその方がよいとお話しならばそのように直していつたらどうですか。

足立(啓) 職名は變つても人は同じだからどちらでも差支へないではないか。

足立(正) 助役も消防団長として入つて入るので、その言によると助役として入つてもらうことになる考へる。

委員長 高井さんには教育長兼民生委員に、助役さんは消防団長とすることよろしいでせうか。高井さん、何か御意見はありませんか。

高 井 別にありません。いゝです。
副委員長(内藤) 外の方も他に職をもたれている方はやはりそのようにし

て頂きたい。

委員長 他に質問なければ、合併するか、しないかについて意見をお聞きしたいと思います。

萩原(盛) 箱根町の合併及吉野町の合併について合併しても三千人以下の人口らしいがそれでよろしいものか。

県審議委員の重田さんにお話し願いたい。

重田県議 今迄役場は一つの組合事務をしていたので促進法はよいきつかけだが、更に第二段階で大きな合併を計画しています。箱根町などは町村制施行前のまゝであの時に当然今のようにするべきであつたといっている。

萩原(盛) 睦合村も今合併した方が有利だつたと思う。

白鳥 私は当然合併していくといふ事に考へていくべきではないかと思ひます。

今までの箱根町の合併を考へても合併していくことがよい。伊勢原を中心にして農村を作つていくこと、今まで話に出たとおりで、村長の指示でよいと思う。

委員長
(村長) 今御意見がありました、今後基本となるので各位で御意見を出して頂きたいと思ひます。

合併問題を部落へはかる場合の案として皆さんでよく検討

して頂きたい。

(時代の波だから仕方がないと思う)といふ声あり。

井上 村長さんのお話にもありました通り白鳥さんのように合併していくことがよいと思う。ここらで結論を出したらどうか。

副委員長
(内藤) 皆さんの御希望があれば、委員長としてのお考へをきくことにしたらどうかと思うが皆さんどうですか。

賛成——委員長の意見をききたいとの声あり。

重田岩雄 大局的にみて伊勢原に一番近い成瀬としては積極的にやつてほしい。平塚は非常に食指を動かしている。新聞等では具体的に意見発表しているようですが、村長さんはどうお考へですか、御意見をききたい。

委員長 附近町村長が話し合つたことについてですか。

重田県議 委員長さんの意見はどうかききたいといふことらしい。
委員長
(村長) 先ほどお話しいたしました通り、県のおかれている立場を考へても国が示した線からいつても県の考へ方から申し

ましても、伊勢原を中心として考へてみると愛甲石田へ一里、東は小稲葉へ一里、南は矢崎へ一里、西は比々多村善波へ一里、大山町子易へ一里といつたようにそれぞれ半径

一里で、機械化された今日、距離的に見てもそう遠いものではない。生活かんきようからみても、交通状態からみても、伊勢原を中心としている。

村の中を考へても此の時代には四千人は小さいことゝ考へるので、その税金もふやせない。

職員についても住民二五〇人ゝ二六〇人について一人位で村が大きくなれば大勢の住民を対象としていける。

消費的経費を節減していけることゝ思う。

今の現状では都市と農村のへだたりが大きくなっている。

市と町と村との差も大きいが国は行政力を平均化していくので小規模の町村は無理がいくことになる。

これは現在税制面にはつきりとあらわれている。

とくに本県は大規模な町村で運営されていくことがよいと思う。

成瀬も大きな合併を考へていくことがよいと思う。

伊勢原を中心として考へる場合、農村の力を強大にしておくことが必然的と考へられる。

大きな農村、文化的な農村を建設していくことが出来る。特に附近の町村が集つていけば、伊勢原町中心でなしに農

村の力が發揮出来る。

丁度成瀬村は北部を一つに考へると標準になる。

結論としまして大きな合併をしていくことが村の将来のためにもなり、村民の福祉にもそへるのではないかと思う。

高井 教育行政面から見た場合、三、四千では財政の裏付もな

く学校職員の人事交流の面から考へても大きな合併は必要と

内藤 副委員長 他に御意見質問はありませんか。

鈴木(宗) 北部町村の具合はどうですか。他の町村は合併の話が

進んでいますか。

委員長 大田は村としての考へは伊勢原と一丸となつて考へてい

たが、城島村と接近している村、大島小稲葉辺では行動を一しよにしよといふことで申合せをしたが、それが平塚

への色がついてしまつたらしい。岡崎は平塚から呼びかけもなく、そのままだったが、最近城島の動きについて平

塚への動きがある。

比々多は大根との合併も考へられるわけですが色々考へ伊勢原と一しよになつていこうというようになつている。

大山は御承知の通りで当然伊勢原への合併と思う。

高部屋は大した動き、意見等は見られない。始め試案は玉川と一しよに合併するようになったが、最近愛甲郡は愛甲郡でとのことから厚木との合併を考へているので一応高部屋としても玉川への動きはない。

相川としては厚木との合併も考へられているが、厚木境、又神田境はそれぞれ部分的な動きもみられるが、村の合併委員会は伊勢原への合併を考へているようだ。

足立(啓) 積極的な意見もないが、村長の意見発表をもとに各字毎に村民の意見をとりとまとめ、出来ればその際役場から来てもらい、今一回こゝへ意見を持ち寄つて協議していつたらよいと思う。

高柴(恒) 委員会としての結論を出したらどうか。

三 野 意見をまとめていくことにしたらどうか。

委員長 此の案で皆さんへ申上げますが、下落合では五日に字総会が開かれ異議なく伊勢原への合併を賛成されたそうですから報告いたします。

重田県議 今夜はこの程度で打切り字集会へかけたらとの話ですが、又一方委員会のまとめをして部落へ委員会の決定したことを話していくことにしたらどうか、いづれか一方をき

めていく方がよいと思う。大田、岡崎は村長としては、伊勢原への合併について協議しているのに一部では平塚への合併に熱中している。

平塚市への吸収は色々条件を出しつけていくことでまとめは早い、合体合併、対等合併を考へていく場合——みりよくがない。伊勢原へ合併することは、だれか中心となつて動くものがないとのろ／＼してしまふ。

委員長 伊勢原の案を示して説明する。

案のけんとうは規模決定の上にあるが、今お話しするのは一応の案でありまして、これによりけんとうするが、規模決定後改めて新町村建設計画は作成することになる。

委員長 御意見は何かありませんか。

代田勇次 成瀬村が先になり懸命になつてやつてもらいたい。

白 鳥 成瀬村が中心となつていくべきと考へる。小田原の吸収合併をみてもとくにその感が深い。国府津もわずかの差で取れた。曾我に於ても下中も前羽もやはり今色々問題がある。

成瀬も積極的に動いて合併を促進していくべきであると考へる。

委員長 お説のとおりである。成瀬、高部屋等も、地勢上どこへ合併するよりも伊勢原への合併を考へていくことがよい。

古 谷 各町村の理事者は自分を考へずに動いてほしい。

鈴木(宗) 北部町村の中合併にかくらんをもつているのはどこか。

委員長 五十歩一〇〇歩である。

代 田 成瀬としては積極的に動いてもらいたい。

副委員長(内藤) 皆様の御意見をきいて、大いに意を強うして村長も充分働けると思う。村長としても皆さんの一本になつた力がなければ働けないので、村長、委員長の発言に全面的に賛成を願へるということでは決定して差支へありませんか。

重田県議 村長さんも村民の意見を重要視している。北部町村長の中でも比々多、成瀬の村長が大いに割切つていると思う。

只今皆さんから積極的に意見をのべられたので大いに力強らことゝ思う。

高梨麻治 村長は村内のことは助役にまかせて、西部用水との関係もあり明日から強力に動いてもらいたい。

萩原盛重 城島も極力伊勢原へ合併することで、村長さんに動いてもらいたい。

重田県議 すでに城島は議会で議決して県へ送つてあるが、県から

近く城島は伊勢原へ合併することが適當と考へる。又、大野町はまはりの町村が先に平塚への合併をきめたのでむくれている。住民の決議は出来ても県の議決が出来なければ合併することが出来ない。土沢と城島の問題はもめると思う。市長へきくところでは、こちら側からは強制してはいない。まはりの村から入れてほしいといつて来ているのだといつている。

旭の合併について紙上では条件はよいが県へ出た書類には記してないので、今後問題となつた場合、県へ陳情しても公式な文書になれば泣きね入りとなる。いづれにしてもたつて合併していく場合はいづれ歴史の解決することゝ思う。

白 鳥 そいうふ場合に県としては止めることはできないか。
重 田 三ヶ月間県がほうつておくと、自治庁へ直接申請出来る。その場合自治庁では知事へ意見を求めてくる。それで県が意見を出すことになる。

委員長 先ほどまでのお話しひでままとまりがついたと考へますが部落の意向をまとめてもらう方法はどうしたらよいか。

白 鳥 日を切つて部落常会を開いたらどうか。